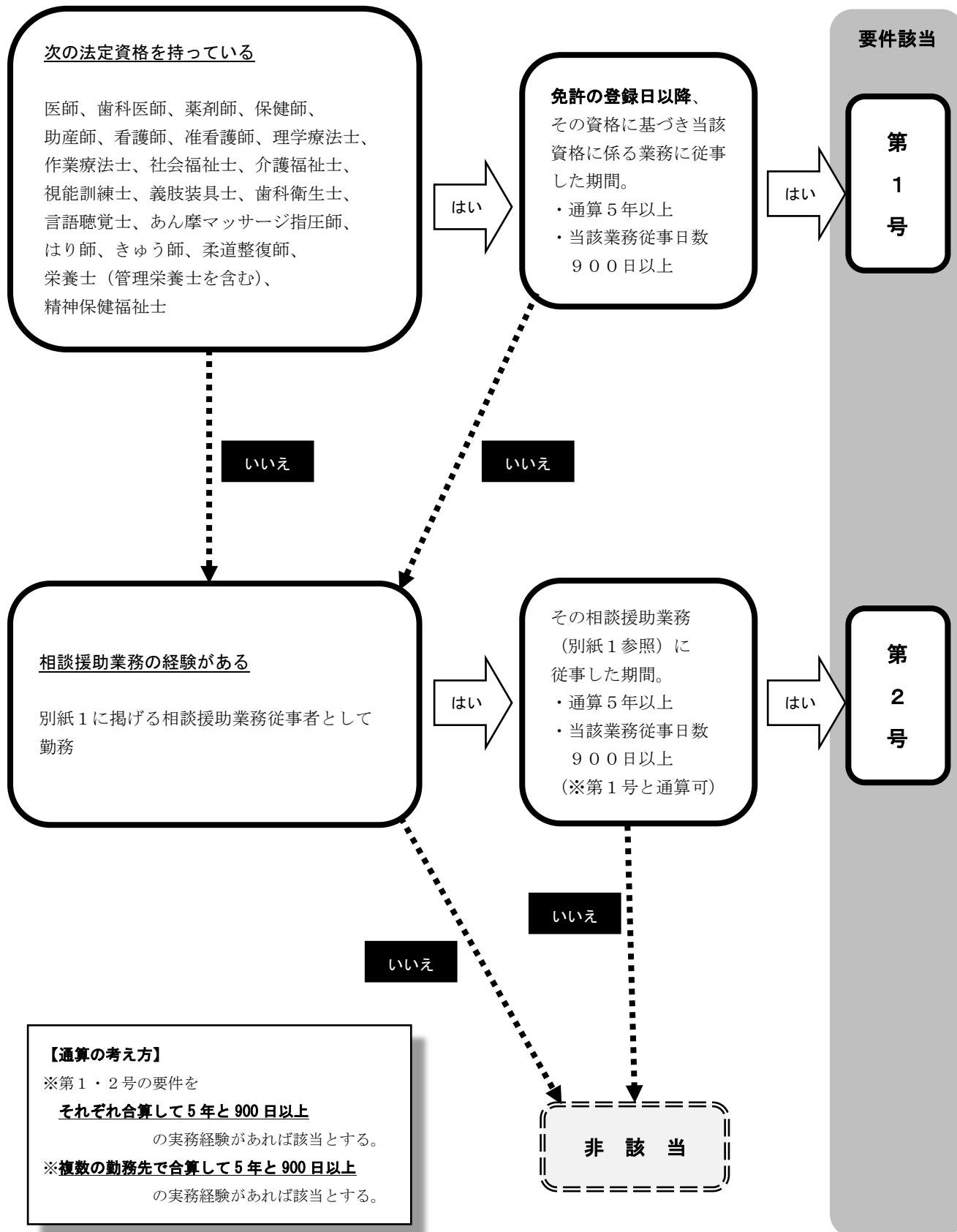


1 受験要件について

(1) 実務経験となる業務

受験要件に該当するか下記のチェックリストで確認してください。但しチェックリストは簡略化したものですので、受験要件を確認するには、必ず本案内を参照してください。



【通算の考え方】

※第1・2号の要件を

それぞれ合算して5年と900日以上

の実務経験があれば該当とする。

※複数の勤務先で合算して5年と900日以上

の実務経験があれば該当とする。

◎受験要件簡易チェックリストから該当する要件の詳細を確認してください。

「介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）」の規定により、実務経験を満たしている（詳細は下記）ことを、受験要件としています。

この受験要件を満たしていない場合は、試験を受けることができません。

【受験要件】※下記の要件を満たすことが必要です。
 （下表）の第 1 号から第 2 号に定める期間が通算して 5 年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が 900 日以上であること。

（下 表）

第 1 号	次の法定資格を有する者が、その資格に基づき当該資格にかかる業務に従事した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士 ※第 1 号に該当する場合、当該資格に係る業務に従事した期間は、当該資格の免許の登録の日以降が算定されます。 （「勤務期間算定に関する具体例」を参照してください）	具体例 下記参照
第 2 号	別紙 1 に掲げる相談援助の業務に従事した期間	別紙 1 P 8

※ 1 いずれの区分についても、要支援者に対する直接的な対人援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが必要です。

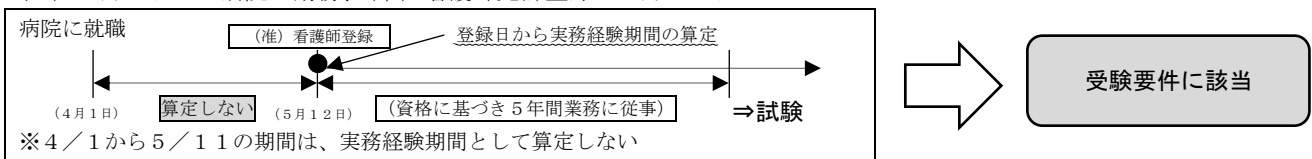
教職者や研究業務を行っているような期間は算定できません。

※ 2 受験要件は、試験日の前日までの期間を算定することができます。

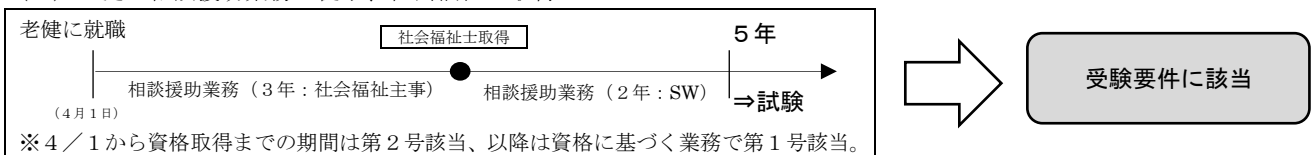
※ 3 施設、事業所等の廃業及び統廃合等により、実務経験証明書の発行が困難な場合については、給与明細、雇用契約書等により証明することも可能です。

「勤務期間算定に関する具体例」

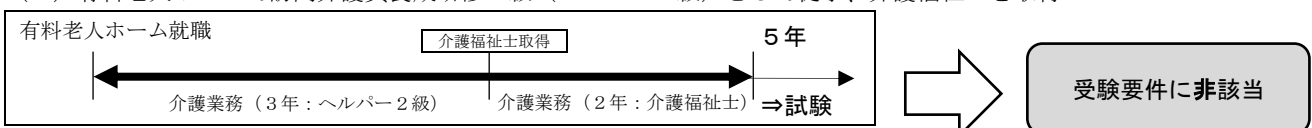
（1）4 月 1 日から病院に勤務、（准）看護師免許登録は 5 月 12 日



（2）老健で相談援助業務に従事、社会福祉士取得



（3）有料老人ホームで訪問介護員養成研修 2 級（ヘルパー 2 級）として従事、介護福祉士を取得



(2) その他の受験要件

受験地について

- 申込日現在、受験資格に該当する業務に従事している場合は、その勤務地が岩手県内であること。
 - 申込日現在、受験資格に該当する業務に従事していない場合は、住所地が岩手県内であること。
- ※受験対象となる資格は有しているが現在勤務していない、あるいは他の業務に従事している場合

申込日現在	勤務地・住所地	受験地
受験資格に該当する業務に従事している場合	岩手県で勤務	岩手県
	岩手県以外で勤務	勤務地の都道府県
受験資格に該当する業務に従事していない場合 又は無職の場合	岩手県在住	岩手県 (※)
	岩手県以外に在住	住所地の都道府県

(※) の場合は、住所地の証明のために住民票の提出が必要となります。

実務研修の受講について

- 試験合格後、令和3年1月～3月(予定)に行われる「介護支援専門員実務研修」の受講ができることが受験の要件となります。この試験案内の表紙裏に記載されている実務研修日程(予定)およびP25(6)「介護支援専門員実務研修の受講(合格者のみ)」を必ずご確認ください、受講が可能か確認をしてから申込みをしてください。(詳しい研修の日程については合格者にのみ送付する実務研修の案内に記載します。会場等の都合により研修日程は変更となることがありますのであらかじめご了承ください。)

※本試験は、令和2年度介護支援専門員実務研修の受講者を決定するための試験です。

※実務研修の修了をもって介護支援専門員として登録が可能となります。

受験対象者についての留意点

次の(1)から(7)のいずれかに該当する方は、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護支援専門員としての登録を受けることができません(介護保険法第69条の2第1項)ので、ご注意ください。

また、介護支援専門員の登録を受けた後に下記(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった場合(介護保険法第69条の39第1項第1号)や、不正の手段により介護支援専門員の登録を受けた場合(介護保険法第69条の39第1項第2号)は介護支援専門員の登録を削除することになりますのでご注意ください。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で法令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- (5) 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1項第1号の規定によりその登録が削除され、まだその期間が経過しない者
- (6) 法第69条の39の規定による登録の削除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- (7) 法第69条の39の規定による登録の削除の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の削除の申請をした者(登録の削除の申請について相当の理由がある者を除く。)であって、当該登録が削除された日から起算して5年を経過しない者

法定資格保持者

(介護保険法施行規則第 113 条の 2 第 1 項第 1 号関係)

区分	法定資格	区分	法定資格
0001	医師	0011	介護福祉士
0002	歯科医師	0012	視能訓練士
0003	薬剤師	0013	義肢装具士
0004	保健師	0014	歯科衛生士
0005	助産師	0015	言語聴覚士
0006	看護師	0016	あん摩マッサージ指圧師
0007	准看護師	0017	はり師・きゅう師
0008	理学療法士	0018	柔道整復師
0009	作業療法士	0019	栄養士（管理栄養士を含む）
0010	社会福祉士	0020	精神保健福祉士

別紙 1 相談援助業務に従事する者の範囲

(介護保険法施行規則第 113 条の 2 第 1 項第 2 号関係)

区分	対象事業及び施設	対象となる職員（職種）	規定する法令・通知等
1101	特定施設入居者生活介護	生活相談員	「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 175 条第 1 項第 1 号
1102	地域密着型特定施設入居者生活介護	生活相談員	「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 110 条第 1 項第 1 号
1103	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	生活相談員	「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 131 条第 1 項第 2 号
1104	介護老人福祉施設	生活相談員	「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 2 条第 1 項第 2 号
1105	介護老人保健施設	支援相談員	「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 2 条第 1 項第 4 号
1106	介護予防特定施設入居者生活介護	生活相談員	「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 231 条第 1 項第 1 号
1107	指定計画相談支援事業	相談支援専門員	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第 3 条
1108	指定障害児相談支援事業	相談支援専門員	「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）第 3 条
1109	生活困窮者自立相談支援事業	主任相談支援員	「生活困窮者自立支援事業等の実施について」（平成 27 年 7 月 27 日社援発 0727 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（別添 1）自立相談支援事業実施要領 3(2)ア